

家畜改良センターにおける導入家畜の検疫について『豚編』

～豚さん、ようこそセンターへ！～



今回は、外部からの家畜導入に伴う伝染病侵入リスクの対策として、センター本所が行っている豚の検疫についてご紹介します。

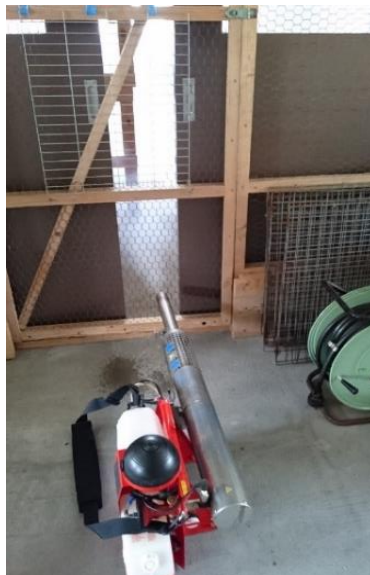
㊦検疫とは

伝染病を予防するため、病原体の有無につき人・貨物・家畜などを診断・検案し、必要な場合には隔離・消毒などの措置をとること。（出典：広辞苑 第六版）

・快適な環境で清潔に検疫を行うために

導入豚を受け入れる前には、畜舎を洗浄・煙霧消毒のうえ環境のサルモネラ検査を行い、陰性を確認しています。また、使用予定の資材（紙袋入りの餌も含む）についても煙霧消毒します。さらに、作業者は導入豚を管理する際には、検疫エリアの出入小屋においてシャワーを浴び洗髪・洗身をするとともに、専用の作業着への更衣、長靴の履き替えを行っています。なお、野生動物の侵入を防ぐため、畜舎の外周には防獣柵（二重柵）を設置しています。

検疫舎の煙霧消毒



煙霧庫で資材を消毒



・万が一の場合に伝染病を広げないために

センターでは、検疫舎を既存の豚群を飼養するエリアとは離れた場所に設けています。物理的に離すことで、万が一導入豚が伝染病にかかっていた場合に、既存の豚群に伝搬してしまうことを防ぎます。



「地理院地図 Vector」（国土地理院）を使用し作成

・導入豚が伝染病を持っていないことを確認するために

検疫期間は国内からの導入は 30 日間（※）、海外から輸入した場合は 90 日間と定め、この間、健康状態を観察し、伝染病の疑いが無いことを確認します。



※国内導入豚の検疫期間を 30 日間としているのは、豚の「オーエスキー病防疫対策要領」で 3 週間の隔離観察が定められていること等を参考に、すべての検査項目の検査が終了するまでの日数等を勘案し定めています。海外導入豚はさらに慎重に健康観察を行うこととし、90 日間としています。

また、主な検査項目は次のように決めており、検査中に検査し陰性を確認します。

検査項目	検査方法
ブルセラ症	急速凝集反応法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法 又は ELISA 法
豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）	ELISA 法
サルモネラ	細菌検査



この他、国により、豚の「オーエスキー病防疫対策要領」では清浄農場から豚を導入すること等が定められ、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」では伝染病発生防止に有効な対策が示されていますので、これらの要領・マニュアル、またセンターが所在する道県が定める規程類を遵守しつつ、最寄りの家畜保健衛生所に連絡・相談を行うようにしています。

以上の方法により、導入豚が伝染病にかかっていないことを慎重に確認したうえで、既存の豚群に移動しています。

※以下、農林水産省該当ページへのリンクです。

「オーエスキー病防疫対策要領」掲載ページ

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_ad/index.html)

「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」掲載ページ

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/ped/ped.html>)

検疫舎内の様子



より良い豚を生産する為に、衛生的な面からも、豚を大事に管理するという面でも努力を続けてまいりたいと思います。農家の皆様におかれましても、外部から豚を導入する際には、家畜保健衛生所の指導を受け、万全な衛生対策を実施いただきますようご紹介させていただきました。最後までお読みいただき、ありがとうございました。